

委 託 契 約 書 (案)

茨城県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和8年度農産物販路開拓商談会開催業務委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 令和8年度農産物販路開拓商談会開催業務委託
- (2) 実施期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) 実施方法 別添「令和8年度農産物販路開拓商談会開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託費）

第3条 甲の委託業務に要する費用（以下「委託費」という）は、金〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇〇円）以内とする。

（委託費の支払）

第4条 委託費は、委託業務が終了し、第8条の規定による適合の通知をした後に支払うものとする。

- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託費の90パーセントを超えない金額を概算払することができる。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式1）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として甲に納付する。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15条）第138条第2項各号のいずれかの規定に該当する場合は免除とする。

（再委託の制限）

第6条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（事業完了報告）

第7条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了の日から起算して20日以内または令和9年3月31日のいずれか早い日までに、委託業務完了報告書（別紙様式2）に成果品を添えて、甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第2項の規定による概算払を受けたときは、完了報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

(適合の審査及び通知)

第8条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務完了報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、その旨を乙に対して通知するものとする。

(瑕疵担保)

第9条 乙は、甲の審査に合格した委託業務完了報告書（成果品）であっても、当該成果品について隠れた瑕疵があった場合には、審査後1年間はこれを完全なものと引き換え、又は補償をしなければならない。

(委託業務の中止等)

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項及び第7条から第8条までの規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第11条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(損害の賠償)

第12条 乙は、委託業務の遂行に当たって、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の実施に際して知りえた事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第15条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から5年間保存するものとする。

(委託業務の報告等)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(著作権)

第 17 条 乙がこの委託業務の実施により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(疑義の処理)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

(管轄裁判所)

第 20 条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、被告となる当事者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

甲

茨城県知事 大井川 和彦

〇〇〇〇〇〇

乙

〇〇〇〇〇〇

特約事項

1 受託者の責務

委託業務を実施するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を実施するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託業務を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託業務を処理するために個人情報の複製もしくは送信又は個人情報が記載された媒体の外部への送付もしくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

8 返還義務

委託業務を実施するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、委託業務の終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(県産品販売課扱い)

所在地
商号又は名称
代表者氏名

令和 8 年度農産物販路開拓商談会開催業務委託概算払請求書

このことについて、令和 8 年度農産物販路開拓商談会開催業務委託契約に基づき、事業費の概算払を請求します。

記

1 概算払を必要とする理由

2 月別所要額

月	所要額	主な内容
	円	

3 概算払請求額

<振込先>

銀行名： 銀行
支店名： 支店
預金の種類：
口座番号：
名義人（ふりがな）：

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
（県産品販売課扱い）

所在地
商号又は名称
代表者氏名

委託業務完了報告書

令和 年 月 日付け委託契約に基づく「令和8年度農産物販路開拓商談会開催業務委託」が完了したので、成果品を添えて報告します。